

衆議院 第二百四回国会 総務委員会 議 録 第二号

令和三年一月二十六日(火曜日)

午後四時四十三分開議

出席委員

委員長 石田 祝稔君

理事 橋 慶一郎君 理事 寺田 稔君

理事 富樫 博之君 理事 松本 文明君

理事 務台 俊介君 理事 岡島 一正君

理事 岡本あき子君 理事 國重 徹君

石田 真敏君 小倉 將信君

金子万寿夫君 川崎 二郎君

木村 弥生君 高村 正大君

佐藤 明男君 斎藤 洋明君

杉田 水脈君 鈴木 淳司君

田畑 裕明君 高木 啓君

谷川 とむ君 深澤 陽一君

古川 康君 穂坂 泰君

宮路 拓馬君 山口 俊一君

奥野総一郎君 神谷 裕君

田嶋 要君 高木錬太郎君

武内 則男君 松尾 明弘君

松田 功君 道下 大樹君

宮川 伸君 山川百合子君

山花 郁夫君 樹屋 敬悟君

本村 伸子君 足立 康史君

井上 一徳君 高井 崇志君

総務大臣 武田 良太君

総務副大臣 熊田 裕通君

総務大臣政務官 新谷 正義君

総務大臣政務官 谷川 とむ君

総務大臣政務官 古川 康君

政府参考人 宮路 拓馬君

(内閣官房内閣審議官) 富安泰一郎君

政府参考人 山口 英司君

(総務省国際戦略局長)

政府参考人 秋本 芳徳君

(総務省情報流通行政局長)

政府参考人 竹内 芳明君

(総務省総合通信基盤局長)

参考人 前田 晃伸君

(日本放送協会会長)

参考人 松坂 千尋君

(日本放送協会専務理事)

参考人 林 理恵君

(日本放送協会理事)

参考人 徳田 英幸君

(国立研究開発法人情報通信研究機構理事)

信研究機構理事長) 阿部 哲也君

総務委員会専門員

委員の異動

一月二十六日

辞任

安藤 高夫君

井林 辰憲君

奥野総一郎君

櫻井 周君

田嶋 要君

井上 一徳君

同日

辞任

高木 啓君

深澤 陽一君

武内 則男君

宮川 伸君

山川百合子君

高井 崇志君

補欠選任

高木 啓君

深澤 陽一君

武内 則男君

山川百合子君

宮川 伸君

高井 崇志君

補欠選任

安藤 高夫君

井林 辰憲君

奥野総一郎君

田嶋 要君

櫻井 周君

井上 一徳君

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

地方交付税法等の一部を改正する法律案(内閣

提出第一号)

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を

改正する法律案(内閣提出第二号)



○石田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方交付税法等の一部を改正する法

律案を議題といたします。

本案に対する質疑は、昨二十五日に終了いたし

ております。

これより討論に入ります。

討論の申出がありますので、これを許します。

本村伸子君。

○本村委員 日本共産党を代表して、地方交付税

等改定案に対する反対討論を行います。

新型コロナウイルス感染症拡大により地方税の大

きな減収が見込まれる中、減収補填債の適用を拡

大する措置は、財源のやりくりに苦しむ地方自治

体の強い要望に応えたものであり、妥当なもので

す。

しかし、国税減収に伴う地方交付税総額の減額

に対する加算のやり方は、国と地方の折半ルール

を踏襲して、将来の地方交付税の財源を先食いす

ることによってつじつまを合わせるもので、賛成

できません。

地方交付税法は、毎年度の交付税総額の見積り

は総務大臣の権限と責任であり、地方財政計画の

策定は内閣の義務であることを規定しています。

毎年度当初に見込んだ地方交付税の総額は、国の

責任で確保するべきです。

新型コロナウイルス対策を始め、今後、地方自

治体が住民の命と暮らしを守る役割を一層

果たしていくためにも、国の責任を明確にして、

地方交付税総額の確保について、その在り方を見

直すべきです。

以上申し述べ、討論いたします。

○石田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○石田委員長 これより採決に入ります。

地方交付税法等の一部を改正する法律案につい

て採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○石田委員長 起立多数。よって、本案は原案の

とおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員

会報告書の作成につきましては、委員長に御一任

願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○石田委員長 次に、内閣提出、国立研究開発法

人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案を

議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。武田総

務大臣。

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を

改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○武田国務大臣 国立研究開発法人情報通信研究

機構法の一部を改正する法律案につきまして、そ

の提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

す。
将来における我が国の経済社会の発展の基盤となるビンド5Gの実現に不可欠な革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象を拡大するとともに、当該業務並びに情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設ける必要があります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、機構による助成金交付業務の対象について、高度通信・放送研究開発の一部から高度通信・放送研究開発の全体に拡大することとしております。

第二に、機構は、令和六年三月三十一日までの間に限り、革新的な情報通信技術の創出のための公募による研究開発等に係る業務であつて一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための革新的情報通信技術研究開発推進基金を設けるものとし、あわせて、これらの基金の運用方法の制限や、基金を廃止する際の残余金の処理等について規定することとしております。

第三に、機構は、基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならないこととしております。

第四に、機構は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成して総務大臣に提出するとともに、総務大臣は、当該報告書に意見をつけて、国会に報告しなければならないこととしております。

第五に、機構は、基金に係る業務の成果について評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和六年三月三十一日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならないこととしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○石田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○石田委員長 この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、参考人として日本放送協会会長前田見伸君、日本放送協会専務理事松坂千尋君、日本放送協合理事林理恵君及び国立研究開発法人情報通信研究機構理事長徳田英幸君の出席を求め、意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として内閣官房内閣審議官富安泰一郎君、総務省国際戦略局長巻口英司君、情報流通行政局長秋本芳徳君及び総合通信基盤局長竹内芳明君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○石田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○石田委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申出がありますので、順次これを許します。岡本あき子君。

○岡本（あ）委員 質問の機会をいただいて、ありがとうございます。

一番最初に、コロナワクチンの、マイナンバーに関してちょっと伺いたいと思っています。

コロナの関係で本場に最前線で頑張ってください。

さっている職員、関係者、全ての方々に感謝を申し上げます。また、お亡くなりになった方々に心から哀悼の意を表したいと思っております。

昨日、河野大臣が、コロナワクチン接種にマイナンバーを使うと公表されました。マイナンバーそれからマイナンバーカード、カードの方は総務省の管轄だと伺っております。

マイナンバーカードとマイナンバーの違いが分からなくて、カードを持っている人しか接種できないんじゃないか、そんな不安の声も私のところに寄せられました。また、高齢者の接種に間に合うように、リアルタイムで把握をするという発言もあり、自治体から、詳細が分からないのにと困惑の声もあります。

今日、内閣官房にお越しただいておりますけれども、接種会場ごとに端末が必要になる、ならない、あるいは入力の体制が大丈夫なのか、スケジュールはどうなっているのか、財政負担はどうなっているのか、この点について、分かる範囲でお示しください。

○富安政府参考人 御答弁申し上げます。

御質問ございました、ワクチン接種情報の管理に関するシステムでございますけれども、現在、河野大臣を補佐する小林内閣府大臣補佐官の下、ワクチン接種を円滑に実施するために、国として、マイナンバーの活用も含め、効率的に接種記録を把握できる仕組みが必要との考え方に立ち、検討を行っております。

今先生からお話ございました、マイナンバーカードかマイナンバーかということで申し上げますと、マイナンバーの活用も含めて検討しているということでございます。

このシステムにつきましては、例えば、引越し等で当初と異なる自治体での接種を行う際にも円滑に接種が行えるよう広域で対処する必要があるなどのニーズもございまして、そういうことも背景として、鋭意検討を行っているところでございます。

また、現在既に厚生労働省あるいは自治体の皆様が取り組んでいらっしゃいますワクチンの配送ですとか接種の取組には影響を与えないように、そういうことを前提といたしまして、追加で新しいシステムの構築を検討しようとしているところでございます。

また、財政負担、これにより発生するコストにつきましても、国が負担する方向で検討しております。

このシステムの導入のスケジュールもございまして、現時点で確定的なことを申し上げられませんが、先ほど申し上げました、現在既に厚生労働省あるいは自治体で取り組んでおられますワクチンの配送とか接種の取組には影響を与えないという前提でスケジュールを考えているところでございます。

いづれにしても、自治体の皆様の意見も聞きながら、検討を更に深めてまいりたいと考えております。

○岡本（あ）委員 自治体に負担をかけないという御答弁ですが、本場に信じられるかどうか。ちよつと、ここから懸かっています。

元々、各市町村が有する予防接種台帳というシステム、これはマイナンバーにひもづけしていることになっていて、一部の自治体はつながっているんですね。

ところが、河野大臣の発言を聞いてみると、新しいシステムをつくるような発言がございまして、自治体にもう一月十五日に手引が渡っています。が、予防接種台帳に入力をしなさいとまで書いてあるんですね。ということは、下手したら二つ入力しなさいということも起きかねないんです。なので、先ほど自治体に新たな負担をかけないというふうに私は受け止めたので、その言葉どおり実

行していただきたいと思っています。

これだけ各保健所、忙しくしているときに、人を雇って入力してもらうことも可能かもしれませんが、ただ、二つのシステムに同じ情報をそれぞれ入れないといけないことになるのであれば、デジタル化に逆行することにもなりかねませんので、是非その点は頭に置いていただきたいと思っています。

メーカーからのワクチンがいつ承認になるのか、その後の追加になる承認もいつなのか、どのくらい来るのか、あるいは十六歳未満の方はどういう扱いになるのか、あるいは病気を保持している方々が、あるいは妊婦さん、授乳期の方々、ワクチンを受けていいのかどうか、それすらまだ、承認を受けていないので、一切情報が出てきておりません。

報道では、十六歳未満は対象外じゃないかという報道がなされていますが、今、情報が全くない中で自治体が困惑しているのに、加えてこのマイナンバーの話が出ておりますので、少なくともマイナンバーに関しては、一切自治体に負担をかけない、むしろ楽になる、そういうメッセージを出して実行していただきたいと思っています。

この点、お答えいただけますか。

○富安政府参考人 御答弁申し上げます。

先ほど申し上げましたとおり、このシステムによりまして追加的に発生するコストにつきまして、国が負担する方向で考えたいと思っております。また、このシステム、なるべく効果的、効率的に思っております。

どのようなシステムになるか、今検討中でございますので、ちよつと確たることを申し上げられませんが、自治体の皆様の作業の負担につきましても配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

○岡本(あ)委員 資料五を配っております。これは予防接種台帳のことなんです、右側の円グラフのちよつと下に、今、予防接種台帳というのは、一か月に一回程度入力をしているというペー

スでやっていらつしやるところが七五%、随時やっていっているのは一七%にすぎません。しかも、データじゃなく紙で管理をしているところもまだ一割残っております。

ですので、今まで紙だったところとかは、新たにシステムを入れたら入力の仕方から学ばなければいけないという点もありますので、是非、自治体の負担、御答弁いただいたところを信じたいと思いますので、よろしくお願いします。

そして、総務省の方、もし大臣がお分かりになればですが、マイナンバーカードとマイナンバー、今、カードを持つていないと受けられないんじゃないかと、いろいろな誤解が飛び交っておりますので、その点、カードとマイナンバーは別で、カードを持つている、持つていないに違いはあるのかなのか、私はないと思つていいるんですが、その点、もしお答えできる方がいたらお答えください。

○武田国務大臣 御趣旨がちよつとよく分かりますので、カードというのは存在します。

マイナンバーは、皆さんマイナンバーを持たれているわけですから、人々とマイナンバーカードを持つていない人でワクチン接種に何か違いがあるのか。カードを持つていいる方がメリットがあるとか受けやすくなるのか、そういうことにはならないですよというところの確認をしたいと思つています。

○武田国務大臣 それはいいと思います。

○岡本(あ)委員 ちよつと、総務省に伺うと、そのことも含めてまだ内閣官房の方で設計が見えていないんですが、カードを持つていないことで不利益になることがないようにはしたいということだったので、是非、総務省としても力強く、カードを持つていいるからメリットがある、カードを持つていない方が不利益を被る、こんなことは絶対ないということを総務省の責任で内閣官房にお伝えいただきたいと思っています。

この点です。もう一回大臣にお答えいただきました

いと思っています。

○武田国務大臣 しつかりと内閣官房に伝えま

す。

○岡本(あ)委員 ありがとうございます。

それでは、国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案について伺います。

今回、補正予算に組むということです。二点、ちよつと、なぜ補正予算でなければならぬのかについてお答えいただきたいと思っています。

一つは、やはり補正予算というのは、原点に立ち、当初予算にはなかったものを追加で、緊急に必要な場合、組む、これが補正予算の本来ではないかと思っています。

それから、このビヨンド5Gというのは、年度内に結果を出すものとも限りません。かなり長く見なきゃいけないものだと思つております。長期にわたつて取り組むべき事業であるので、あえて補正予算で組まなきゃいけない、この理由をお答えいただきたいと思っています。

大臣、お願いします。

○武田国務大臣 先生もお聞きになったと思いますけれども、我が国は相当な有能な技術を持つていながら、5Gでいろいろなところに後れを取つたという反省がございます。今の、中韓そして欧米主要国というのは、もう研究開発の競争が始まり激化している中において、我が国が国際競争力というものを確保するためには、今すぐ相当な覚悟と程度で研究開発に着手する必要があると思つております。

しかしながら、我が国の民間企業における研究開発投資については、やはりコロナのダメージ、影響により、鈍化しているのが見られます。

そこで、政府の支援というものが急務となつてきたわけであつて、このため、令和二年度第三次補正予算において、ビヨンド5Gの研究開発に係る所要の予算を計上したところであります。

○岡本(あ)委員 政府が本気になつて国際競争、国際協力の中で取り組んでいくんだという決意の表れとしてのタイミングだったということ受けて

止めさせていただきたいと思っています。

ただ、やはり、今のこの基金でいくと、二年、三年という期間設定はいかかと思つています。また、規模も多分、世界をリードする諸外国は二桁上の規模のお金、研究開発費、兆円単位で使つていいると思います。

この三百億円という金額、それから、まずは二年でこの設定はどうしてなんでしょう。

○武田国務大臣 ビヨンド5Gの要素技術というものを早期に確立するためには、立ち上げ期、この初期の二年が特に重要ではないかと考えております。この間は、年度をまたいだ研究計画の変更など柔軟な研究活動の実施が不可欠であることから、弾力的な支出が可能で基金により対応することとまずいたしました。

もちろん、二〇三〇年頃のビヨンド5Gの実現に向けては、御指摘のように継続的な取組が必要と考へておられまして、今般の基金を含め、電波利用料も更に活用しながら、当面五年間で一千億超の予算確保を目指し、研究開発というものを積極的に後押しをしてまいりたいと考えております。

○岡本(あ)委員 今回は、まず補正予算ということと三百億で、更にしつかり上積みをして、当初予算、更にその先も見据えた形で予算設計と研究開発の促進に取り組んでいただきたいと思つて

す。ちよつと懸念だけ申し上げますけれども、これは御答弁は結構ですが、補助金を外郭団体に委託をして、外郭団体が助成をする。残念ながら、ちよつとコロナの関係とかでも、補助金を丸投げをして、その先がよく分からない、そういうことも、総務省ではないですけども、事例がございます。

ですので、この基金の助成の審査、それから実際、事務、今まではこの機構はやつたことがないんじゃないかと思つてます。体制も必要ですし、そもそもスキルがあるのかということも疑問が残つております。基金を積んだから後はお任せではなくて、しつかりと、適宜検査、検証できる仕

組みも構築をするということを申し伝えたいと思います。これは時間の関係で答弁は結構です。

5Gにおいて、先ほど御答弁でも、日本が世界に遅れたとおっしゃっております。ビヨンド5Gでは世界をリードしていくんだという決意がございました。日本の強みというのは一体何でしょうか。お答えください。

○武田国務大臣 やはり技術力にほかならないと思います。あと、優秀な人材ですね。

○岡本(あ)委員 技術力と優秀な人材、強みなのに5Gはなぜ負けたんでしょうか、今の御答弁です。

○武田国務大臣 いろいろな要因があると思うんですけども、やはり競争に対して安易に考え過ぎていたんじゃないかなと思うんです。

やはり、諸外国というのは物すごく露骨に攻めてくる。そうした競争の中に対しても、日本は競争意識というものにちよつと、かち込んでいくんだというか、勝っていくんだという気概というものがかちよつとなかったのではないかなという感じが私としてはいたしております。

○岡本(あ)委員 先ほど、人材と技術力、ここは是非期待をしたいと思いますが、なかなか環境という面では、日本は非常に、研究開発、厳しいのかなと思っております。今回、そういう意味で、研究開発に政府が本気で取り組んでいくんだという決意なんだと思いますので、是非実行力を上げていただきたいと思えます。

今、5G、取り組まれていますけれども、これは民間の市場経済に任せていると、結果として、日本全国のエリアまでカバーするというのとはなかなか時間がかかるものだと思います。総務省で、そういうところも踏まえて、条件不利地域に関してはローカル5Gとかいろいろな手だてを考えていると思いますが、同じように、これはビヨンド5Gでも起こり得るものだと思います。日本全国、まあ世界中もそうですけども、少なくとも日本全国で同じように享受できる環境がなければ、通信の技術はある、内容も整った、世界の

トップに行ける、でも日本人が利用できない、そんなことがあつてはならないと思えます。

条件不利地域に対して官主導でインフラ整備、ビヨンド5Gでも想定をして、同時並行あるいは先んじてでも取り組むべきじゃないでしょうか。いかがでしょう。

○竹内政府参考人 お答え申し上げます。

5Gの全国整備は重要な政策課題でございます。

5Gの早期の全国展開を図る観点から、二〇一九年四月の5G周波数の割当てに当たりまして、従来の人口カバー率重視の考え方を變更し、全ての携帯電話事業者に対して、都市、地方を問わず、早期かつ広範に整備することを条件といたしました。

携帯電話事業者四社の計画を合わせますと、二〇二三年度末の5G地域カバー率が九八%となることが見込まれております。

総務省では、5Gの整備を更に加速するため、5G投資を促進するための税制支援措置や、過疎地などの条件不利地域における基地局整備支援のための補助金といった予算措置を講じており、こうした取組により、5Gエリア展開を急速に進め、二〇二三年度末までに、当初計画の約四倍となる約二十八万局の5G基地局の整備を見込んでおります。

また、5G全国展開において重要となる光ファイバーの整備については、本年度第二次補正予算により五百億円を超える予算を計上いたしました。来年度末までに、市町村が希望する全ての地域で着実に整備を進めることとしております。

総務省としては、情報通信基盤の全国整備をスピード感を持って推進してまいります。

○岡本(あ)委員 5Gの取組、今伺いました。ビヨンド5Gについても同じように、あるいは先んじてでも、不利地域の通信基盤の整備というところを視野に入れるべきじゃないでしょうか。その点はいかがでしょう。

○竹内政府参考人 お答え申し上げます。

ビヨンド5Gの実用化の時期は、約九年後、二〇三〇年頃が見込まれております。

ビヨンド5Gにつきましては、まずは基盤技術をつくっていくという段階でございますけれども、このビヨンド5Gの早期展開を図っていく上でも、まず5Gの全国展開をきちんと進めていくという、5Gの展開戦略というものをきちんと遂行してまいりたいと思っております。

その基盤の上に立つて、技術が確立したビヨンド5Gについてやはり全国展開を戦略的に進めていくということ、その技術の確立を踏まえつつ、全国展開の具体的な計画というものをしっかりと作ってまいりたいと考えております。

○岡本(あ)委員 よろしくお願ひします。

研究開発費が、政府負担割合、OECD平均で、日本というのは低い状況にあります。今回、先ほどから官で責任を持つてということ強調させていたでしてあります、その心意気なんだと思いますが、後々は民間で用意しろよ、そのウェイトを高めていく、そういうことではなく、官がしっかりと責任を持つんだということで間違いないでしょうか。もう一度お答えください。

○巷口政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、OECDの調査によれば、我が国における研究開発費における政府負担割合は約一五%ということで、OECDの平均を下回っているところでございます。

我が国が持続的な経済成長と社会的課題の解決の両立を図っていく上では、研究開発費について、例えば、民間等では十分な研究開発投資がなされないもの、研究開発が進展した場合には大きな社会的、経済的効果が期待されるものなどにつきまして、政府として必要な投資を行っていくことが不可欠であると考えており、菅総理の施政方針演説におきましても、五年間で約三十兆円の政府研究開発投資が目標として掲げられたところでございます。

総務省といたしましても、今般の基金を含め、

電波利用料も活用しながら、当面五年間のビヨンド5Gの研究開発に必要となる一千億円超の予算の確保を目指すことを始めとして、情報通信分野における研究開発投資に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○岡本(あ)委員 今日はNICTの理事長にもお越しいただいているかと思ひます。ありがとうございます。

先ほど総務大臣からは、技術力と人材だという話でございます。是非、やはり日本人の研究者というところにどんな力を入れていただきたいと思ひます。

資料二では、残念ながら、日本では、課題として、若手研究者を取り巻く状況が厳しくて、研究者の魅力が低下をしているといういろいろなデータがございます。

資料三の一なんですけど、これはNICTさんの公開している、デイスクリージャーのデータになります。研究者、ちよつと下の棒グラフを見ると、若手研究者がほとんどいなくて、しかも給料も厳しいうのが現実なのかなと思っております。制度を調べたら、国家公務員の給与に準ずるといふ項目を見つけました。

研究者として、NICTさん自ら、やはり研究者の処遇というのを考えたときに、単純に国家公務員の給与体系で本当にいいのだろうか、特に若手研究者というところに目を当てるとすると、もうちよつと独自性というのがあるかもしれないじゃないかと思つたものですから、理事長から、研究者の育成、まず自分の機構の中で人材育成についてもしお考えがあれば、お示しください。

○徳田参考人 お答え申し上げます。

中長期目標において、総人件費、給与水準に關しまして、政府の方針や国家公務員の給与水準を十分考慮し、適切な水準を維持するものとされております。

NICTでは、こうした目標を踏まえまして、職員の給与については、国家公務員の給与水準も参考にしながら、職務内容や責任の度合いなどに

応じて処遇することといたしております。

研究員の給与水準につきましては、先端的な研究分野の民間の給与水準も十分考慮しまして、研究員の人材確保のため、例えばAIなどの重要プロジェクトを指定しまして、当該分野の研究者に對しましては能力や実績を踏まえて処遇するなどの工夫を行っております。

また、おおむね五年の研究期間の後、審査を経てパーマネント職員に移行できるテニユアトラック研究員制度、特に若手の研究者を対象としておりますが、テニユアトラック研究員制度の推進や、魅力ある研究環境を整えることなどにより、若手研究員を始めとした優秀な人材の確保に努めております。

以上でございます。

○岡本(あ)委員 残念ながら、NICTさん、今募集しているのを、ちよつと採用情報を拝見したんですが、テニユアトラックも今の時期は募集をされてないというのがある、全一年以内の有期研究者になっていきます。

ノーベル賞を受賞された方々、おおむね三十代にその研究に着手をして、十数年かけてノーベル賞を受賞しているという実績があります。ちよつと三十代、若い世代の方々が一年任期や三年任期で次の職を探すような繰り返しで本場に研究者が育つんだらうかという疑問を非常に感じております。

しかも、これから世界と戦っていく研究者を育てようという中で、一方で、過去に働き方改革の議論をしたときに、高プロとかそういうことで、世界で戦っていくんだという話を前に当時の厚労大臣から言われましたが、それでも一千万ですね。諸外国は二千万でも三千万でも引く張つていくような、技術者、研究者の取り合いになっていくときに、今のこの環境では、なかなか日本で世界と戦える研究者が、特に基礎研究、長くやらなきゃいけない研究、こういう分野の人材が育つかというのには非常に疑問に思っております。

今日、ちよつと資料はつけられませんでした。

が、中央省庁の審議会の委員さん、確かにいろいろな国の意思決定に携わる方々ですが、この方々が、大体、常勤の方で一千八百万の処遇でござい。年齢を見ると、六十代中から後半の方が多いです。一人一人は確かに優秀な方ですけれども、若い、これから日本を引っ張っていく、世界のトップに立つような人にこそ、その方を下げるとは言わないですが、比でも、若手を育てていくということをや本気で考えられるような環境が必要なのではないかと思ひます。

これはNICTを所管をしている総務大臣に伺いたいんですが、特に通信分野、情報通信は本場に世界の最先端に行かなければいけない分野です。その若手の研究者、単純に国家公務員のちよつと年功序列にプラスしたような処遇でいいのかというところは、是非機構さんとも相談をして、研究者を本気で育てていくんだ、そういう処遇も考えるということも必要なんじゃないかと思ひます。総務大臣はいかがお考えでしょう。

○武田国務大臣 ちよつとその件にお答えする前に、先ほど、技術の中で、やはり我が国の強みというのは、超高速大容量通信、テラヘルツ波無線技術、また光ネットワーク技術というような技術の優位性というのを確立しておること、これをまず御説明をさせていただきたいと思ひます。

今、NICT徳田理事長の方からも御説明ありましたし、理事長を始めスタッフの皆さん方が一番その件で頭を抱えているんじゃないかと思ひます。

データ、そしてまたいろいろな環境等で相当な経費というものをかけなければ、国際競争力、勝つていけないんですけれども、これは、この分野のみならず、日本がちよつとみんなで見直していかないかぬの、もうちよつと日本人材に金をかけないかぬということだと思ひます。これは全ての分野に言えると思ひます。国際競争力に負けてきたありとあらゆる分野を検証してみたら、やはり絶対的な投資額が日本は少な過ぎるん

ですね。

官民結束して、それぞれの役割分担を決めて、総力で今からはこのビヨンド5Gの問題には臨んでいく、そして、これにはお金がかかるんだ、投資が必要なんだということをしっかりと理解して進めていく、このことが重要だ、このように考えております。

○岡本(あ)委員 力強いお言葉をいただきました。是非これは閣議でも発言をしていただきたいと思ひますし、政府を挙げて日本の研究者、人材を育てていくんだということを進めるための一つのきっかけとしてこの提案を受けたいと思ひます。

ありがとうございます。

○石田委員長 次に、松尾明弘君。

○松尾委員 立憲民主党の松尾明弘です。

私からも、今回の国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律案について、NICTにビヨンド5Gの研究開発を促進する競争的資金として設ける基金、この本基金について伺ひをいたします。

先ほど大臣の方から、もつと人材に投資をすることが必要だという御発言がありました。本基金も、ビヨンド5G、いわゆる6G通信に向けた革新的な情報通信技術の創出のための研究費用に充てるものとされております。

本基金の総額は、現時点では三百億円というふうに予定がされております。先ほど、岡本委員からもお話ありましたが、私も、これはもう二桁、桁が違ふんじゃないかというふうに考えています。

6Gの通信技術の開発競争は既に世界中でスタートをしております。その相手は巨大なIT企業、GAFと呼ばれる企業であったりとか、5Gで既に通信機器のシェアが高いファウエイとかエリクソンとかそういう企業と相手となつてまいります。

資料一を御覧ください。

これは研究開発費の一覧を並べてあります。これを比べても、二〇一九年度、アルファベット、

グーグルの持ち株会社だと約二・七兆円、アマゾンだと約三・七兆円、ファウエイでも二兆円、サムスン・九兆円、エリクソンも比較的少ないといつても四千百億円で。各社これだけの研究費を投じています。

国内に目を向けてみると、情報通信分野で一番多いと言われているNTTであつても約二千億円ということ。全てがもちろん6Gの基礎研究ではないにしても、ファウエイとNTTで約一・八兆円もの差があります。

これを考えると、日本の企業、日本が主導権を握っていくということを考えると、三百億円という今回の予算、規模感、余りにも少額ではないかといふふうに私は思ひます。この規模感を埋めていく、各国とのギャップを埋めていく、そのような方法について、この規模感や意義について大臣のお考えをお聞かせください。

○武田国務大臣 御指摘のとおりだと思ひます。今回、このケースで基金化を図つたということ、これは重いと思ひます。これは、毎年毎年の予算で審議してやつておたりして柔軟性がなくなつたら、競争にはとても勝つて環境にはないと思ひます。

財政当局と原局との方で熱心に議論を重ねて、最初の初年度は三百億円ということになったんですけれども、これはあくまでも呼び水というか第一歩というか、そう私も考えております。

先生おっしゃる通りに、丸が何個か違ふんじゃないか、そのとおりだと私も思ひます。ですから、今から具体的に計画を練つて、何に対してどれだけの金額が要るんだ、投資額が要るんだといふことも具体的にしっかりと検証しながら、国際競争力に勝つていかなければならないというふうに思ひます。

研究開発の立ち上げ期における民間自らによる研究開発投資というものを促進されることを期待していかなくてはならないわけでありまして、けれども、今後ともしつかりと、一十億を超える予算の確保を目指し、研究開発を積極的に推し進め

てまいりたいと考えております。

○松尾委員 分かりました。

それでは、続きまして、資料二を御覧ください。

6 Gに関する、ビヨンド5 Gに関する国の戦略として、昨年、令和二年の六月三十日にビヨンド5 Gの推進戦略がまとめられました。その一部、頭だけを資料二として配付をしています。しかし、この日付を見れば分かるように、六月です。もうそれから既に七か月が経過をしてしまっています。

情報通信の世界は、ドッグイヤーと言われるぐらいに技術の進歩が速いと言われています。それにもかかわらず、この七か月間、ここから手つかずのまま置いておいたというのは、もう遅きに失しているのではないかとこのふうにも言わざるを得ません。基金という形で、様々な柔軟に対応するといふふうにもおっしゃっていただきましたけれども、もともとと速く進める方法があったのではないかとこのふうにも思っています。

なぜこのように時間がかかってしまったのか、そして、これからどのようなスケジュール感、スピード感を持ってやっていくのか、お考えをお聞かせください。

○巻口政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、昨年六月にビヨンド5 G推進戦略を策定をいたしました。それを受けまして、関係者などからのヒアリングなども行いつつ、また、今回の基金に係る準備も進めるとともに、昨年の十二月には、産学官の連携体制でありますビヨンド5 G推進コンソーシアムなど推進したところでございます。それを受けまして、今回の基金という形で研究開発を精力的に進めていくという体制を整えたところでございまして、これに基づきまして、国際競争力、打ちかつための研究開発を力を入れて進めてまいりたいと考えております。

○松尾委員 今のお答えで今までのことは分かったのですが、もう一つ、私からの質問で、

これからどのようなスピード感を持ってやっていくのかというところについてもお聞かせください。

○巻口政府参考人 お答えいたします。

今回、この基金の設立をお認めいただけましたら、早速公募にかかまして、既に、コロナ禍の下で、中小、ベンチャーも含めて民間企業の研究開発意欲があるところがこの基金を待っておりますので、至急公募にかかまして、研究開発を促進して進めてまいりたいと考えております。

○松尾委員 ありがとうございます。

そうしたら、この基金による研究開発の評価についてお伺いをしたいというふうにも思っています。

先ほど私の方からも、三百億円という金額が少額ではないかというお話もさせていただきましたが、とはいえ、三百億円というのは非常に大きな金額でもあり、その原資は皆様からお預かりしている税金でもあります。これがきちんと使われて、適正に使われることが必要だというふうにも考えています。

今回の法改正によって、NICTが助成する範囲について、これまでの、成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものという制限が外れ、広く基礎研究も含めて研究の対象となることとなりました。

これまで応用研究に対してのみ助成をしてきたNICTが、これまでやっていなかった基礎研究分野について、助成金の交付の是非をきちんと審査をして、研究の成果を適切に評価できるのでしようか。新しい分野の評価のために人員を強化したりとか、又は違う方法を取ったりするのでしようか。その審査、評価体制の変更について教えてください。

○巻口政府参考人 お答え申し上げます。

NICTは、情報通信分野におけます我が国唯一の国立研究開発法人でございまして、ビヨンド5 Gの要素技術につきまして、自ら研究を行う

ことなどにより、既に豊富な知見を有しているところでございます。

今回の基金を活用して実施します研究開発案件の採択の評価に当たりまして、ビヨンド5 G分野に豊富な知見を有するNICTが事務局となり、また、高い見識を有する有識者に加えまして総務省も参画するなど、万全の体制を整備する予定でございます。

また、評価の基準等の詳細につきましては、外部の有識者による御意見も聞きつつ採点方式による評価を実施し、効果的な研究開発が実施されるよう設定してまいりたいと考えております。

○松尾委員 万全の評価体制を取られるというのは非常に望ましいと思っています。

その評価基準について、採点方式で行うということでしたけれども、具体的なその評価基準というものがどういったものか教えていただけますか。

○巻口政府参考人 お答えいたします。

詳細につきましては、これからNICTあるいは有識者の皆様とも相談をさせていただきながら定めていきたいと思っておりますけれども、具体的な研究の成果、どのぐらいの期間をかけてどのような成果が上がってくるのかという、それぞれ公衆の内容を見て判断していくことになるかと思ひます。

○松尾委員 ありがとうございます。

一般論としては、こういった基礎的な研究に対する評価というのは非常に難しいということとは私自身も理解はしております。ただ、その評価の基準が、例えば、有識者の方によって、革新的であるとか先進的であるとかそういった定性的な評価だけでやると、それが本当に適正なのかどうかということはどうやって担保するんですかという話になってくるんですね。

ですから、その評価の基準の中においては、例えば、論文が何本提出された、どれだけ引用された、特許権の出願がどれだけなされた、そういった定量的な評価を入れるべきではないかと考えて

います、いかがでしょうか。

○巻口政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘のありましたような点につきまして、応募してくる研究者のこれまでの実績なども踏まえて評価していきたいと考えております。

○松尾委員 ありがとうございます。

それでは、少し話が変わりまして、今回の国際標準化、ビヨンド6 Gの点についてお伺いをします。(発言する者あり)ビヨンド5 Gですね、失礼しました。

資料五を御覧ください。

これは、ビヨンド5 Gの推進戦略ロードマップ、総務省の方で公表されたものです。今回の法改正であり本基金の創設を基礎づけるものとして発表されました。

この中、中段において、研究開発戦略と並び、知財・標準化戦略というものの中で、国際標準化活動というものが挙げられています。ここで言っている国際標準というものは、具体的にどのような状態になるということをご想定し、目標としているのでしようか、お教えください。

○武田国務大臣 5 Gまたビヨンド5 Gなどの国際標準化とは、一般に、国際的な標準化団体である3 G P PやITUなどにおいて規格として技術が規定されることを指しております。

ビヨンド5 Gにつきましては、我が国企業の海外市場参入機会の創出、またサプライチェーンの軽減の観点から、我が国技術の国際標準化を進めることは極めて重要と我々は考えておりまして、総務省では、ビヨンド5 Gの国際標準化に向け、令和二年六月にビヨンド5 G推進戦略を策定し、まずは、国際共同研究などを通じて、戦略的パートナーとの連携体制の構築を進めるとともに、二〇三〇年時点におけるビヨンド5 Gの必須特許数シェアの一〇％以上の獲得を目指すことといたしております。

また、体制面から国際標準化及び知的財産権の取得を支えるため、昨年十二月にビヨンド5 G新経営戦略センターを設立し、産学官一体となつて

戦略的に取り組む体制を整えたところでありま
す。

さらに、本法案で設置することとなる基金で
は、研究開発支援対象の募集に対して、標準化活
動への取組に関する計画の提出を求めることとし
ており、支援対象企業・研究機関による国際標準
化の取組を促すこととしております。

○松尾委員 ありがとうございます。

ごめんなさい、私が聞いた質問は、国際標準
化、国際標準を日本が取っているというのはどう
いう状態なんですかというのが質問だったんです
けれども、今のお話の中だと、特許のシェアで日
本がトップシェアを占めるであつたりとか、存在
感を示すとか、そういうことが目標になるんでは
しょうか。

○武田国務大臣 まさに御指摘のとおりだと考え
ております。

○松尾委員 ありがとうございます。

ビヨンド5Gでそのような状態を目指してい
くのは非常に重要なことだというふうに私も思っ
ています。

資料三を御覧ください。

これも同じようにビヨンド5Gの推進戦略の一
部を抜粋したものであるのですが、この一番頭
に、展開戦略の考え方として、ビヨンド5Gの早
期かつ円滑な導入の実現には、5Gがあらゆる分
野や地域において浸透し、徹底的に使いこなされ
ているビヨンド5Gレディーな環境を早期に実現
することが必要であるというふうにされておしま
す。しかし、残念ながら、日本は5Gの浸透とい
うものは諸外国に比べると一歩遅れているのでは
ないかというふうにも言われております。

続けて、資料四の円グラフを御覧ください。

こちらは、主に5Gの携帯電話の基地局市場の
状況、右側の円グラフが世界のマーケットとなっ
ております。基地局の世界シェアにおける日本企
業の占める割合は……

○石田委員長 ちょっと大きくしてください。
ちょっと聞こえにくいから、大きな声で話しても

らうと。ちょっと背が高いから、マイクがね。
○松尾委員 はい。

資料四を御覧ください。

これは携帯電話基地局の世界市場、右側が世界
市場なのですけれども、日本の企業を挙げます
と、NECが〇・七％、富士通が〇・六％で
トータルで一・三％にとどまっています。5Gに
関連する、標準化に関連する必須特許出願件数で
あつたりとか標準化団体への寄与文書提出件数で
も水を空けられている、そんな状況になっており
ます。

先行者が特に優位となるこの情報通信産業の特
性を踏まえると、スタートダッシュが大切だとい
う先ほどの大臣の発言、私も同意するところだ
と。しかし、実際に5Gでは後れを取ってしまった
ており、ビヨンド5Gで同じ轍を踏むわけにはい
かないというふうに考えます。5Gのこのような
現状を踏まえ、6Gでは必ず国際標準化を実現す
るんだという戦略についてお聞かせください。

○武田国務大臣 ビヨンド5Gの国際展開に当
たっては、まずは海外市場参入機会というものを
しっかりと創出しなきゃならないと思います。そ
して、そのためにまた国際標準化や知的財産権の
取得というものに積極的に取り組んでいく、まず
はこのことが重要だと思ひます。

それに加えて、ビヨンド5Gが最初から世界で
活用されることを前提としたグローバルファース
トの方針の下、各国・地域が抱える様々な課題を
解決する世界規模での利活用を当初から念頭に置
く、このことが重要になってくるのではないかと
考えております。

そのため、具体的には、ビヨンド5G推進コン
ソーシアムを通じた有志国との国際的なアライア
ンスの形成、また、ビヨンド5Gに関する国際カ
ンファレンスの開催などに積極的に取り組んでい
きたいと考えております。

そうした場を活用しながら、5G国際展開に向
けて今後とも取り組んでいきたいと考えておりま
す。

○松尾委員 すばらしい方針だというふうに思っ
ています。しかし、5Gのときも、恐らく同じよ
うな議論があつたのではないかなというふうに思
います。5Gのときも、5Gに関する研究開発及
び標準化に関する調査研究を行う産官学合同の第
五世代モバイル推進フォーラムというものが設立
されています。ただ、結果としては先ほど述べた
とおりです。

5Gではできなかったけれども、ビヨンド5
G、6Gでは実現できるんだ、この違いは何なの
か、教えてください。

○武田国務大臣 まずは、反省も含めた教訓とい
うものがあるということが一番大きいのではない
かと思ひますし、やはり相当、技術者の皆さん方
も研究者の皆さん方も、悔しい、歯がゆい思いを
されたと思うんですね。それがばねになって、今
から全ての分野で協力しながらいけば、必ずや、
私は、国際競争力に打ちかつだけの気概と能力を
我が国は持っている、このように確信しておりま
す。

○松尾委員 ありがとうございます。その気概と
能力を最大限發揮するためにも、もともとと支
援をしていきたいなというふうに思うところで
す。

そうしたら、今回の基金による助成の対象者に
ついて少しお伺いをします。

本基金は、民間の企業、その研究に対して支援
をするための助成だというふうになつておりま
す。本基金が助成をする対象となる民間事業者、
どのようなものを想定されているでしょうか。

資料六を御覧ください。

先ほどの大臣の答弁の中にもありましたビヨン
ド5G新経営戦略センターのキックオフシンポジ
ウム、この案内の紙をつけております。

これは、パネルディスカッションが行われてい
るのですが、パネリストとして登壇するのは、大
臣始め総務省の方や学識経験者の方、学者の方、
それに加えて企業の方も入っています。ただ、そ
こに並んでいるのは、NECであつたり、富士

通、NTT、NTTデータや楽天モバイルとい
つた大企業が並んでいます。

少ないとはいへ、総額三百億円の助成金、それ
が何者かに分かれたとしても、億単位の助成を受
けて、レバレッジを利かせて、何倍もの研究開発
費としていくことになりませう。しかも、すぐに収
益化するわけではない基礎研究であるということ
を考えると、それなりの体力があるところでは
か、この助成を受けて研究をするということでは
きないのではないのでしょうか。

しかし、その一方で、本基金の目的でもある革
新的情報通信技術、これを創出するためには、や
はり裾野を広くしていき、幅広く知恵を集中させ
る、これが何よりも肝要であるというふうに思っ
ています。

そこでお伺いしますけれども、本基金による助
成の対象事業者、具体的にどのようなところを想
定されているのでしょうか、お願いします。

○武田国務大臣 委員の御指摘というのは、何だ
これは、大企業、またでかいベンダーばかりで
あつて、スタートアップ企業とか、技術シーズを
創出する大学、中小、ベンチャーというのは全く
入っていないじゃないかという御指摘だ、このよ
うに承つております。

我々、求めないかぬのは、やはり多様なプレー
ヤーの研究開発力というものを結集しなきゃいか
ぬということが重要だと思つております。様々な
研究機関というものがこれは対象となつてくるん
だらうと思ひますけれども、この基金で実施する
研究開発の公募においては、技術力を有する大学
や中小、ベンチャーなどによる研究開発を支援す
るプログラムの実施というものを想定しておりま
して、多様なアイデアからイノベーションを生み
出す仕組みというものを今からつくり上げていき
たいと考えております。

○松尾委員 そのプログラムというものは、今か
ら内容を精査していくものなんでしょうかね。も
うあるものなんですか。

○港口政府参考人 お答えいたします。

現在考えておりますものは、ビヨンド5Gに求められる技術分野を定めて、それをトップダウン的に支援するというものもございまして、あるいは、国際共同研究のものを進めていくプログラムもございまして。また、特にベンチャーとか中小とかいったものを対象にするものとして、シリーズ創出型プログラムというものを考えておりまして、基礎的あるいは基盤的な研究や技術の市場化、スケールアップを目指し、ボトムアップ的に出てくるものを支援していくといったことを考えております。

○松尾委員 ありがとうございます。

そうしたら、ちよっとまた大臣の口からも、中小企業であつたりとかベンチャー企業の、スタートアップ、シーズの技術をきちんと育てていくために、きちんと別枠で支援をしていくんだということをお聞かせいただけますか。

○武田国務大臣 そうした有能な技術、能力を持った方々が生まれる、生かす、そうした環境づくりにしつかりと努めていきたいと考えております。

○松尾委員 ありがとうございます。

それでは、少しまた違う話をお伺いします。このように、ビヨンド5G、次世代の通信技術については、他の研究機関においても研究がされているということだというふうに思っております。

具体的には、経済産業省が所管をしている国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、略称NEDOと言われているところ、ここにおいても、ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業というのが行われていて、先導研究として、ポスト5Gでは実用化に至らない可能性があるものの、ポスト5Gの後半から5Gの次の通信世代にかけて有望と考えられる技術課題について、先導的な研究開発に取り組むとされています。そして、この事業には全体で千億億円の予算がつけられております。

同じようなことを複数のところでやっても、や

はりお金の無駄になってしまいます。このNEDOでの研究開発と、本基金、NICTによる助成、これは一見すると重複するかのようにも見受けられるのですが、NICTとNEDOとの間のすり合わせ、調整についてはどのようにしているのでしょうか、お答えください。

○巷口政府参考人 お答えいたします。

NEDOの基金を活用しました研究開発の対象は、現行の5Gが超低遅延でありましてか多数同時接続等で機能強化されました、いわゆるポスト5Gというものでございまして、通信規格としましては、現行の5Gの範囲内にとどまるものでありと承知をしております。

一方、今般の基金は、二〇三〇年頃の実用化が見込まれますビヨンド5Gの実現に向けて必要となる要素技術の研究開発を対象としたものでございまして、NEDOのポスト5G基金とは対象が異なっているものだというふうに考えております。

ただ、しかしながら、ビヨンド5Gの一部要素技術の確立に当たって、ポスト5G基金の成果が活用されるということも十分考えられます。

したがって、双方の事業につきまして、総務省と経済産業省の間で情報共有を行うなど連携をしまして、効率的に進めてまいりたいと考えております。

○松尾委員 ありがとうございます。

また少し毛色が変わりまして、今回のNICTの基金による助成によって様々な研究開発が行われることによって、知的財産権、これが生まれてくるというふうに思っております。

知的財産権は、基本的には、こういった助成においては受託者、事業者の方に帰属をするということとは承知はしているのですけれども、やはり、税金が一部原資となつて生まれた知的財産権、有効に活用してもらわなければいけないというふうに考えております。

この知的財産権が有効に活用されるために、どのような仕組みを考えているのでしょうか。例えば

ば、審査のときにきちんと知的財産権の活用について誓約を取っていくとか、その知的財産権が事後的に活用されなかった場合にはその権利を移転できるような仕組みにするとか、様々考えられると思いますが、何かお考えがあるようでしたら教えてください。

○巷口政府参考人 お答えいたします。

基金の事業では、NICTから民間企業に対して委託それから助成という研究開発を想定しているところがございます。

委託につきましては、いわゆる日本版バイ・ドール制度と呼ばれる国の委託研究開発における知財の取扱いを定めた制度に基づきまして、知財に関する報告義務であるとか、知財移転の事前承認義務などの一定の条件を前提に、研究開発による知的財産権は民間企業などに帰属するということとなります。

また、助成につきましては、そもそも民間企業が研究開発主体ということでございますので、研究開発による知的財産権は原則民間企業に帰属するということとなります。

それで、お尋ねの点でございますが、いずれにしましても、今般の基金で生み出された知財につきましては、研究開発を実施した民間企業等に帰属するわけでございますが、昨年十二月に設立しましたビヨンド5G新経営戦略センターとも連携をいたしまして、例えば、基金で生み出されました知的財産権を活用したいというふうに考える企業等とのマッチングを行うなど、知的財産権が有効に活用されるような取組を進めてまいりたいと考えております。

○松尾委員 ありがとうございます。

日本は、今もう既に岐路に立っていると言われているんじゃないかなと私はすごい危機感を持っています。この状況を逆転させるような集中と投資が求められています。

日本は技術の国であつて、優秀なエンジニアがたくさんいます。選択と集中をして投資をしてい

くことによって、ビヨンド5G、6Gで世界で標準化を取っていく、イニシアチブを取ることも十分に可能であるというふうに私は思っています。しかし、それについては、やはりこの規模感、三百億円という規模感はどうしても少ない。本気でイニシアチブを取るのであれば、本当に一兆円規模で投資をしていく、そのぐらいの気概を持ってやっていくなければ、先ほども述べたように、諸外国に対峙をしていく、逆転をしていくことは難しいというふうに思っております。

菅総理大臣も施政方針演説において、ポスト5G……

○石田委員長 松尾君、もう申合せの時間が過ぎておりますので、まとめてください。

○松尾委員 はい、分かりました。

ポスト5G、6Gをめぐる国際競争が過熱化する中でフロントランナーを目指すと言っているわけですが、是非、重点的な投資を行い、十年後にはファーウェイに取って代わるような日本企業を育てていけるようにお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○石田委員長 次に、本村伸子君。

○本村委員 日本共産党の本村伸子でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今回、法改定をし、総務省から情報通信研究機構に補正で三百億円の補助金を出し、そしてそのお金でビヨンド5G、6Gの研究開発を推進する、競争的に使う基金をつくって、企業や大学に委託、助成を行うとしております。その基金で行う支援の内容、国民、住民の皆さんへの還元がどのように行われるものなのかという点でお伺いをしたいというふうに思います。

ビヨンド5G推進戦略懇談会がまとめた「ビヨンド5G推進戦略 6Gへのロードマップ」では、基本方針として、具体的には、ビヨンド5Gのインフラ整備を構成するハードウェア及びソフトウェアの世界市場において、パートナー企業とともに市場シェアの三割程度を獲得することな

ど、具体的目標を示しております。また、グローバルな協働は、各プレーヤーがお互いに強みを持ち寄って行われるという前提の下、我が国プレーヤーがその協働に効果的に参画できるようにすることが重要、この観点から、国が取り組む必要性の高い施策に絞り、一定期間集中的にリソースを投入するというふうに書かれております。

現在ですけれども、情報通信白書によりまずと、世界市場におけるシェア、マクロセル基地局の出荷額は、二〇一九年、NECで〇・七%、富士通で〇・六%、一%にも満たない状況でございます。

こういう現状の中で、民間の動きについて報道等が出ております。新聞等で出ておりますけれども、昨年六月、NTT、NECが連携すると報じられました。5Gだけではなく、その次の6Gの超高速無線、海底ケーブル、そして宇宙空間など、最先端の通信基盤を共同に開発すると報道されております。

その中で、NECの社長さんは、一社で抱え込むビジネスのままでは勝ち目が無い、オープン化でメーカーを競わせるため、全体の整備コストも下がることされる、NECの利益率も下がる懸念はあるというふうに述べられております。

ドコモの担当者は、オープン化の今後の課題は、国際標準に適合する機器の製造メーカーをいかに増やすかと指摘をしております。

国際標準、オープン化ということでございますけれども、多数の企業あるいは国内外の企業と連携していくことが求められているというふうに読み取れます。

戦略の中で、世界市場においてパートナー企業とともに市場シェアの三割程度を獲得するというふうにしておりますけれども、このパートナー企業というのとはどのような対象を想定しているのでしょうか。

○武田国務大臣 ビヨンド5Gを実現するに当たって乗り越えなければならないハードル、またコストを考慮すれば、御指摘のように、我が国一

国のみで取り組むのではなく、我が国の通信事業者や機器メーカー等が信頼できる諸外国のパートナー企業と連携して取り組むことが求められると考えております。

具体的なパートナー企業としては、我が国企業と協力して必要な要素技術の共同研究開発や関連技術の国際標準化に取り組む諸外国の通信事業者や機器メーカーを想定いたしております。

我が国企業が諸外国のパートナー企業と効果的な連携を進めていけるよう、しっかりと連携をしてみたいと考えております。

○本村委員 パートナー企業というのは海外の事業者も想定しているということですが、この法案で設置する基金で支援をしていく対象をどのようにしていくのかということをお伺いしたいというふうに思います。

先ほども少し御議論がございましたけれども、具体的に受託できる方の条件はどのようなものか。また、委託、助成をしていく対象は、実用化していく事業者にとって必要な研究開発で何か事業者と限られてしまうのではないかと懸念がありますけれども、いかがでしょうか。

○巻口政府参考人 お答えいたします。

先端的かつ多岐にわたるビヨンド5G関連技術の研究開発を推進するため、官民の多様なプレーヤーの研究開発力を結集して取り組む必要があると考えております。

このため、今回の基金では、NICTにおきまして研究開発に関する公募を実施する際、事業者であることや実績の有無により限定されることはなく、国内に研究開発拠点を有する通信事業者、通信機器ベンダー等の民間企業に加え、イノベーションの担い手である大学や中小、ベンチャーなどからも優れた提案を募ることを想定しております。

○本村委員 助成について、法改定をいたしました対象を拡充する基礎研究というのはどのような

ものなのか。ビヨンド5Gに必要とされる技術研究なので、テーマも限定されていくんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○巻口政府参考人 お答えいたします。

本法案によりまして、NICTの助成金交付業務の対象となる基礎的な研究としましては、例えば、革新的な情報通信技術を生み出す土台となる新たな知見を獲得するための研究などが想定されております。

具体的な技術領域といたしましては、超高速大容量通信を可能としますテラヘルツ波無線技術や光ネットワーク技術などが想定されております。

これらの領域における基礎的な研究につきまして、民間における取組を促進することにより、我が国の研究開発力全体の底上げを図ってまいりたいと考えております。

○本村委員 基金で行われた研究開発は国民的にどのように共有されるのかという問題ですけれども、国民に広く研究内容が示されるようになるのか。

基金は、財源は税金ですので、やはり公的研究として国民、住民の皆様にも広く共有されるべきだということに思えますけれども、大臣、お伺いしたいと思えます。

○武田国務大臣 御指摘のとおりであります。

今般の基金を活用した研究開発については、国費を投入して行われたものであり、適切な成果が得られたかについて検証するとともに、その成果を広く社会に共有し、国民の理解を得ることが重要となつてまいります。

このため、今般の基金では、研究開発を受託した事業者等においてノウハウが蓄積されることに加え、本法案の規定により、NICTが外部専門家等も交えて研究開発の成果を評価し、その結果の概要を広く一般に公表することとしております。

また、今般の基金を活用した研究開発の成果については、将来的には、我が国の経済社会の基盤としてのビヨンド5Gの導入という形で広く国民

に還元されることになると理解しており、早期の実現に向けて取り組んでまいりたいと思えます。

○本村委員 改めまして、知的財産権の取扱いについてお伺いをしたいというふうに思います。

基金による研究開発の特許など、知的財産権の所有はどうなりますでしょうか。

○巻口政府参考人 お答えいたします。

基金事業では、NICTから民間企業等に対する委託及び助成による研究開発を想定しているところでございます。

委託につきましては、いわゆる日本版バイ・ドール制度と呼ばれる国の委託研究開発における知的財産権の取扱いを定めた制度に基づきまして、知財に関する報告義務や知財移転の事前承認義務など一定の条件を前提に、研究開発による知的財産権は民間企業等に帰属することとなります。

助成につきましては、そもそも民間企業等が研究開発主体でありますことから、研究開発による知的財産権は原則民間企業等に帰属するということとなります。

○本村委員 一方、NICT、研究機構が自ら行う研究開発で知的財産権を得た場合、どのような取扱いになるのか。ポリシーでどのように規定をし、そして社会的な還元をどういうふうに行うのか、お示しをいただきたいと思えます。

○巻口政府参考人 お答えいたします。

NICTが自ら行う研究開発の成果としまして知的財産権が得られた場合でございますが、NICTが保有することとなるわけでございますけれども、NICTが定めます知的財産ポリシーにおきまして、「NICTの研究開発により創出された知的財産を積極的に外部へ展開し、社会において効果的に活用されていくことが必須である。」というふうにされているところでございます。

例を申し上げますと、多言語音声翻訳におきましてNICTの技術を用いて様々な民間企業による活用が進んでおりますが、このように、NICTが所有する知的財産が社会で最大限に活用され

るよう、民間企業への技術移転など社会実装の取組を進めてまいりたいと考えております。

○本村委員 VoiceTraなどは、本当に、今コロナ禍の中で私も外国人の方から御相談を受ける際に活用させていただいて、もともとと進展していくというふうな思っているんですけれども、NICITさんが開発した場合は知的財産権はそういう取扱いだということになります。

今回、民間企業が開発を行った場合、知的財産権の取得を行う研究開発に携わる者というのは企業であることが予測されるわけでございます。企業の利益となっていくだけではないか、国民にどのように還元されていくのかという点、検証が今後引き続き必要だというふうに思っております。

そもその話なんですけれども、NICITの人員、基礎研究の拡充こそ必要なのではないかというふうな思っているわけなんですけれども、今回の基金が三百億円だ。情報通信研究機構の二〇二〇年度の運営費交付金の規模は約二百八十億円、NICITの収入合計も三百六十五・五億円ということになってまいります。

今回、研究機構が基金交付に当たって公募を行い、受託者とのやり取り、国への報告、経理業務などを行うことになりました。日頃より研究開発されておりますので、技術的にはできないことはないというところは理解できますけれども、業務量が大変増えるということで、NICIT職員の増員が必要なのではないかというふうに思っています。基金の交付のために新たな雇用はするのでしょうか。

○巷口政府参考人 お答えいたします。NICITは、情報通信分野における我が国唯一の国立研究開発法人として、自ら研究開発を実施しているほか、研究開発の外部委託及び助成についても実績を積み上げてきており、一定の資金配分能力を有しているものでございます。

今般の基金の設置に当たりましては、NICIT

において資金配分業務に係る人員を増強することにより万全の体制を整備することとしておりまして、必要な研究開発に対して適切な支援が行われるというふうな考えております。

○本村委員 私、二〇一八年にもこの情報通信研究機構の人員を正規でということでお話をさせていただいたんですけれども、その当時から既に正規は四割、非正規は六割という状況でございました。

基礎研究を担うこの情報通信研究機構の足下で安定的な人員の確保が軽視されているのではないかと印象を持っております。

改めて伺いますけれども、この研究機構の雇用、正規、非正規の方々、どうなっているのか、二〇一八年からの数字、お示しをいただきたいと思っております。

○巷口政府参考人 お答えいたします。

NICITにおけます職員数の構成比は、二〇一八年度から二〇二〇年度までにかけて、いわゆるパーマナント職員が三九%から三七%に、有期の雇用職員が六一%から六三%という形で推移はしておりますが、特段の大きな変化があるものではないというふうに認識しております。

有期の雇用職員につきましては、近年、研究者の働き方の多様化が進んでおり、特に最先端の技術を扱う研究者には、特定の雇用先との長期雇用にとられない柔軟な働き方が広がっている実態があることや、随時外部の高度専門人材を組織に取り入れることにより研究開発プロジェクトが活性化されるといったメリットも考えられるところでございます。

今後とも、NICITにおきまして、革新的な情報通信技術を生み出すため、研究者のニーズも踏まえつつ、適切な形で人材を確保していくことが重要であると考えております。

○本村委員 現場のお声を聞いておりますけれども、やはりパーマナントを増やしてほしいというのが現場のお声でございます。

私、二〇一五年度からも調べておりますけれども、

も、右肩上がりで有期雇用の職員の方々が増えているということ、やはりこれでは人材育成という点でも本当に深刻な状況だというふうに思っています。

時間がないものですから、少し飛ばさせていただきます。

三次補正予算でも、整備予算、百九十九億円ついているんですけれども、これまでも補正予算によって一時的に施設整備の確保が行われております。

その後の維持管理の費用が入っていないんじゃないかということが現場から言われておりまして、それが入っていないと、人件費ですとか研究費ですとか、そういうところを食ってしまうというところで、やはり、新たに整備された設備の維持管理費もしっかりと財政措置するべきだということに思いますけれども、研究費や人件費、それを維持管理費が食ってはいけないということで、是非大臣、御答弁いただきたいと思っております。

○武田国務大臣 御指摘の維持管理費については、すけれども、これまでもNICIT運営費交付金から支出をされております。

この施設等の維持につきましては、研究の実施状況やニーズなどを踏まえ、不断の見直しを図りながら、NICIT運営費交付金の中でその費用を賄ってきたと理解しております。

委員御指摘のように、今後とも、この研究現場、そして施設等の維持に支障がないように、必要な予算というものをしっかりと確保してまいりたいと考えています。

○本村委員 最後になるかというふうに思いますけれども、先ほどもほとんど有期雇用契約の割合が増えているこのNICITの現状、研究者の方々、研究を支える人の確保、育成が本当に必要だというふうに思っています。大臣としてどのようにお考えか。また、運営費交付金、基礎研究費の部分が、この三年間を見ますと、三年の中でも一番少ないわけでございます。やはり、基礎研究を支える運営費交付金をしっかりと増額をしてい

く、基礎研究の支援こそ必要だというふうに思いますけれども、二問まとめて大臣に伺いたいと思います。

○武田国務大臣 まず、人材につきましては、先ほどから質問が相次いでおりまして、やはりしっかりと、いい人材が、このNICITはもとより、日本から逃げないように、非常に厳しい競争、世界の中で人材獲得競争も激化しておりますので、その方々が安心して伸び伸びと、遺憾なくその才能を発揮していただける環境、また待遇というものはしっかりと考えていく、このことがまずは重要なことではないかと思っております。

また、基礎研究費の確保についての御指摘でございました。

この基礎研究に係る費用は、基本的には国から交付される運営費交付金によっておりまして、外部から獲得した資金と合わせて、二〇一八年度三百三十四億、二〇一九は三百八十九、二〇二〇年度は三百七十二億円で現在推移しております。

NICITの努力もあり、一定の研究費は確保できておるんですが、NICITが世界をリードする研究機関であり続けるためには、総務省としては、NICITと連携し、必要な研究費をしっかりと確保してまいりたいと考えております。

○本村委員 基礎研究の支援こそ先々の技術に広く貢献していくということになると思っております。是非強力にお願いしたいと思っております。

失礼いたします。ありがとうございます。

○石田委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

武田大臣、ちょっと通告しておりませんが、今日、予算委員会、我が党の馬場委員長からワクチン接種の話の申し上げました。費用の話はもう既に昨日この場で議論させていただいて、今日、河野大臣からも馬場幹事長に御答弁いただきましたので、それはもう結構です。

あと、やはり、私も周りのお医者さんに聞くと、お医者さん自身が、ワクチンを打つでしょう

と言ったら、いや、私は打たないという人が多いんですよ。

今日、馬場幹事長は数字を挙げておっしゃっていましたが、大学病院によつては半分ぐらいの方が、これは余り中途半端な情報はここで言うべきじゃないのでやめておきますが、またそれは開示をさせていただいたら結構ですが、少なくとも医療関係者の中に、ちゅうちょさせるようなことをおっしゃる方は、少なからずこれはいます。特に地域においてですね。

これから、河野大臣がロジをされる、田村大臣がポリシーをされる、そういう中で、実際にそれを現場で場所を作つてリードしていくのは、それぞれ千七百の市町村長さんたちであります。

財源の話は申し上げたとおりであります。今日、そういう中で、馬場幹事長が、やはりリーダーが率先して打つ、ぶちゅつと打つとおっしゃいました。いや、馬場さんが言ったんですけれども、もし国民が足踏みをするようなことがあつてはならないので、また検討するが、率先して接種することもあり得る、このように御答弁をされ、もう既にニュースになって流れています。

私は、武田大臣も打つていただいたら、閣内ですから、打つていただいたら結構だと思ふんですが、武田大臣は御自分が打つ、打たないじゃなくて、全国の千七百の首長さんが打つてもいいんじゃないか、私はそう思います。それぞれの首長さんが打つ、打たないというのややこしいんですけれども、そういうことを希望される首長さんがあれば、そういうことを可能にするようなガイド、これを、田村大臣あるいは河野大臣と連携しながら、武田大臣もその辺の差配をさせていただいたかどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○武田国務大臣 この件に関しては、やはり、強制するという問題ではなかなかないわけであつて、ただ、政府として、国民の全ての皆さん方にワクチンを安心して接種していただける環境をどうやってつくり上げていくかというところは、これ

は重要なテーマになつてきていると思ふんです。昨日、井上議員からも私は指摘されましたし、今日も予算委員会ですうした話がありました。

国民の皆さん方に安心感を与えるために、我々でなければ、そうした努力というのは惜しむというものではありせんけれども、現在のところ、厚労省の下で、やはり、医療従事者、そして御高齢者、疾患を持っている方々、そうした方々を優先を決められているというところでありますので、それにのつとつた形でやっていきたいと考えております。

○足立委員 ありがとうございます。ありがとうございます。要するに、首長の中で、やはり地域の皆さんに安心していただくために率先して打ちたいという首長がおられたらどうですか。どうですか、それは総務大臣として、いや、それは待ちなさいと言ふのか、田村大臣、河野大臣と相談されるのか、いかがでしょうか。

○武田国務大臣 まず、打つ、打たないかは、それぞれの、皆さん、人格を持たれておりますから、判断であらうかと思つております。いづれにせよ、これは、全地域、そして日本全国的な問題でありますので、そうした厚労省が定めたルールというものに、皆さん、のつとつていただくことをまずはお願いしたいと考えております。

○足立委員 ありがとうございます。今日は、では、本題に入りたいと思います。今日は、ピヨンド5Gということでございます。要するに、電波ですね。

まず、大臣、冒頭、電波の重要性について一言いただけないでしょうか。

私たちは、馬場幹事長のこの国会冒頭の代表質問でも触れましたが、デジタル改革を進めるに当たつて、その裏表の関係で、電波の重要性は、日本の経済的繁栄を続けていくためにますます重要になると考えています。いかがでしょうか。

○武田国務大臣 携帯電話を始めとする電波につ

きましては、経済社会、また国民生活にとつて極めて重要な基盤となつてきているわけであります。

今、携帯電話問題に取り組んでまいりましたけれども、人口よりかはるか上の数に契約数が上つているということで、市場の拡大も一層進んでいるのが現状であります。

また、電波の利用用途につきましても、従来型の携帯電話としての利用だけではなく、センサーが搭載された機器からの情報収集やドローン制御のように、新たな利用形態というものが次々と生み出されてきておるわけであつて、このようなことから、御指摘のとおり、ますます重要性が高まっていると認識しており、有効利用というものをどんどん進めていきたい、このように考えています。

○足立委員 ありがとうございます。

電波の有効利用ということになると、当然、NHKが出てくるわけであります。特に、最近、NHKについても様々な場所で喧伝をされております。そういう観点で、今日は前田会長にもお越しをいただきました。

前田会長、まず、ちよつと電波の前に、ちょうど、NHKの中期経営計画、今年、二〇二一年から三年度の中期経営計画の内容が公表されているわけであります。これはそのパンフレットであつ、見せちゃいけないんだな、パンフレットであります。NHKの「新しいNHKらしさの追求」というのをかき括弧で示され、そこをアンダーラインまで引かれています。

この「NHKらしさ」というのは、私、これを見て、これはたしか、昨年三月十三日のこの場で私がいろいろ前田会長に質問申し上げたのに対して、自分は中期経営計画の案を今考えているが、その中で、自分が先頭になつて中期経営計画をまとめる際には、そのキーワードはNHKらしさの追求にしたいと思つていらっしゃる、こういうふうにご答弁をされました。まさに私のやり取りの中

で初めて出てきたワードが今回、NHKの中期経営計画のキーワードとして採用されているのを見て、前田会長の御決意を改めて私は感じました。

私、私はどうでもいいんですが、余りどうでもよくないんですが、前田会長と私のやり取りの中で出たワードであるという事実関係はそうですね。一応、ちよつと御紹介をいただきたいと思ひます。

○前田参考人 昨年三月だったと思ひますけれども、足立委員から鋭く質問されまして、私も当時、新しい中期経営計画のキーワードをどうしようかとちよつと悩んでいる最中であつたので、そのとき、確にお答えしたのは、NHKらしさの追求ということでございます。

今回、その後、実は経営委員会を何回もやりまして、「新しい」というのを実はその上につけました。これは要するに、NHKらしさの追求となりますと、昔に反るのか、懐古趣味でやるのかという、そういう懸念がございますので、私はそこに更に「新しい」というのを加えまして、新しい時代に合つたNHKらしい番組を作る、民放のまねをしないという意味でもございまして、NHKしかできないものを作る、そういう意味でキーワードにさせていただきます。

○足立委員 ありがとうございます。NHKの中期経営計画のコンセプトの形成に一役買ったというところで、光栄に考えております。

ただ、これは会長、もし難しければ、関係の方もいらつちやつていますね、NHK。会長を余りいじめるつもりはないので。会長は改革をしたいんです、NHK改革をしたいんです。でも、NHKの組織が、あるいは民放が邪魔をしています。

私との当時の、今、前田会長が御紹介くださった昨年三月十三日のこの総務委員会の議事録を読みます。前田会長はこうおっしゃいました。私は今年の夏頃までに、昨年の夏頃ですね、放送と通信の融合時代を目指すNHKの姿を盛り込んだ次の中期経営計画の案を私が先頭になつてまとめていくんだ、そのキーワードはNHKらしさの追求

だ、こうおっしゃいました。

今申し上げましたよね。繰り返します。放送と通信の融合時代を目指すNHKの姿を盛り込んだ中期経営計画とおっしゃいました。事務方で結構です。中期経営計画に、放送と通信の融合について書いてあります。会長、分かりますか。お願いします。

○前田参考人 お答え申し上げます。

放送と通信の融合の時代が来ているのは事実でございます。私どもも半年以上かけて中期経営計画を作りましたが、現状は、放送法では放送と通信の融合という形になっておりませんので、残念ながら、今回の中期経営計画までに、そこまで一足飛びの形の経営計画は作ることはできませんでした。

ただ、諸外国の例を見ますと、かなり融合が進んでいるのは事実でございます。いろいろな意味で、そういう形になればいいと私は思っております。

○足立委員 前田会長、私は、その前田会長の思いを一緒に実現していきたいと思っております。前田会長はやりたいんですよ。だって、私におっしゃった、放送と通信の融合時代を目指すNHKの姿をつくっていきなさい。ところが、今回の中期経営計画にはそれが入っていないんです。

私は、武田大臣は尊敬しておりますが、やはり放送法の取組が遅いんですよ。放送法が止まっているから、NHKは今、法律にそれが書いてないからできないんだと、端的に言うところとおっしゃったわけですね。

余り武田大臣に難しい質問はしたくないんですけど、私も、私はこのままでは、これから春に、春というか、もう来月にもいろいろ議論が本格化するNHKの来年度予算とか、様々な放送と電波の関係法令、今日の法律は賛成しますよ、しかし、とてもじゃないけれども賛成できないですね。大臣、この放送と通信の融合、通告をちゃんとしているんだろうか、ちょっと忘れましたが、今

申し上げたような観点での改革ということを、NHK改革ということもあるけれども、放送法、放送と通信の融合、そういう中で民放の在り方、公共放送の在り方、武田大臣、私は武田大臣の実行力でやはり何らかの足跡を、形を、爪痕を在任中に残していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○武田国務大臣 公共放送にしても民放にしても、放送の在り方というもの、将来を見据えた上で、相当厳しい時代がやってくると思うんです。将来、国民がNHKを果たして求めるかどうかという問題もあるし、非常に今国民の目も厳しい、そしてまた、選肢肢というものが非常に増えている中で、今後のことを考えていかななくてはならない。

NHKというものの、公共放送の重要性ということも私は十分認識しているつもりではありますけれども、これを維持するためには国民の理解というものが不可欠となってくるわけであって、維持するために放送法が障害になっているのであれば、これは国会に委ねてどんどん変えていけばいいと私は考えております。

○足立委員 力強いお言葉、ありがとうございます。私は、この中期経営計画を見て落胆をしているんです。前田会長、だってこれは三年計画でしょう。じゃ、NHKはこの三年間は放送と通信の融合に踏み込まないわけですか、本格的には。三年は長いんですよ。これだけハイスピードで世界が競争している中で、日本だけ三年間凍結して、凝り固まっていると。

武田大臣、この三年間、二〇二三年までのNHKの経営計画、NHKの経営計画に総務大臣が縛られる必要はないですよ。（武田国務大臣 はいと呼ぶ。）だから、NHKの中期経営計画はこういうものにとどまっているけれども、この三年内であっても、放送法を始めとする、放送と通信の大融合時代に、一体この今おっしゃった放送というのとはどうなっていくんだと。これはやは

り武田大臣、そこは三年、NHKの経営計画を超えて、行政府と立法府の責任を共に果たしていくということでしょうか。

○武田国務大臣 先生、御理解いただけると思うんですけども、現状、NHKは、将来のことを語る前に現状の改革をしなきゃいけないかったんですね。

御承知のように、剰余金の問題に関しても、受信料で賄う経営の中であって、税金でも保険でも年金でも、徴収し過ぎた場合にはお返しするというのが当然のことで、ずっとため込んでおった。このそもそもの体質から改善していかなくては、次のことを幾ら考えても国民は賛同してくれないと思うんです。

ですから、この三年先の中期経営計画については、今まで積み重なったちよつとおかしな部分というものをどんと変えていく一歩を踏み出す三年にしていきたい。そこでしっかりと責任を果たして、国民に対する約束を果たした上で、その先の公共放送の姿というものを議論していきたいと考えております。

○足立委員 今、国会はコロナ一色であります。

もちろん、コロナがもう本当にこれは戦争に匹敵する有事ですから、国会を挙げてやる、それは当然であります。コロナを乗り越えた先の経済社会はやはり私たちがつくっていかなければならぬので、私は並行して、本予算の予算委員会も含めて、そういう議論を政府・与党に問いただしていく予定であります。

その際に、この電波はやはり大事で、足下で様々な民間、例えば私の経済産業省の先輩である原英史さんなんかは、Eテレを改革したら、これはもう大臣、細かいことは御答弁を求めません。

ただ、例えば携帯電話の料金引下げ、御熱心に行っていたらいい。ただ、私は、若干、行政指導的な、若干、腕力で、まあ腕力があられるからいいんだけど、腕力でやるのもいいんだけど、やはりきれいな競争政策、誰が見ても美

しい政策、透明で公正公平な競争政策をもってやっていくべき側面も大きい、多分そういうふうにお考えだと思う。

そのときに一番大事なのは、例えば、三大キャリア以外のキャリアに対してプラチナバンドをしつかりと提供する、そういうことが私は当たり前だと思えますよ。

そのときに、じゃ、プラチナバンドを用意できるかといったら、今、四十チャンネル分の帯域をどんと地上波が持っているわけですよ。それは携帯のプラチナバンドの隣ですよ。土地でいうと隣地です。隣地を地上波がどんとやっているわけですよ。だから、私は、そこをちゃんと少しでも調整すれば、携帯の競争環境を格段に引き上げることができると思えます。これは提案です。

大臣、ちよつと、非常に踏み込んだ御提案ですので恐縮ですが、何かそういう、少し未来に向けた、いや、値段を下げるというのは国民のためにはなると思うんだけど、僕は国権の最高機関ですから、共に議論しながら、そういう未来につながる改革を是非検討していただく。いかがでしょうか。

○武田国務大臣 国民の大切な財産が電波でありますし、冒頭、その重要度についてもお尋ねがありました。これを有効利用して国民に還元するためには何が、どうすべきか、しっかりと、今までの考えに固定されず、不断の見直しを行っていく、しっかりと国民に還元できるように施策を打っていく、この考えを進めてまいりたいと考えています。

○足立委員 ありがとうございます。終わります。

○石田委員長 次に、高井崇志君。

○高井委員 国民民主党・無所属クラブの高井でございます。

今日は、井上委員にお願いをして差し替えをしていただきました。お許しいただいた皆様に感謝を申し上げます。今日はNICT法の改正が議題でございます

が、結論から言えば、我が会派は賛成でございます。

会派内で議論をいたしました。やはり、N I C T、非常に優秀な職員もそろっていますし、非常に重要な5 G、6 G、是非進めるためには強力に応援をしたいということですが、一方で、少し反対の意見もありました。それは、何で補正予算でやるんだということでもあります。

これは、私もこの後、衆議院の本会議でも申し上げようと思っているんですけども、やはり、重要な政策が補正予算に何でもかんでも最近に行っているという傾向があります。これは総務省のみならず各省がそうでありますので、重要政策であればむしろ本予算でやるというのが筋だと思いますので、その点は付言をしておきたいと思

います。

先ほど大臣には別の委員が聞かれていたので、この質問はもう省略をいたしまして、それでは、今日はせっかく前田会長に来ていただいておりますので、私も、やはり放送の技術をまさに担っているのはNHKでございますので、NHKのことをちよっと聞かせていただきたいと思います。

私は、NHKの受信料の値下げ、非常に大きな国民の関心事でありまして、これはすばらしいと思います。本当に、武田大臣それから前田会長の大英断だと。恐らくNHK内部では相当な反対があつて、去年の夏、秋頃はもう値下げはないという報道もあつたわけですけども、それが値下げということになったことは大変評価をしております。

ただ、やはり、どうせならというか、武田大臣は記者会見などでこうおっしゃっていますね、コロナ禍に苦しんでいる国民の負担を軽減するためNHK受信料を値下げするんだという旨の発言をしています。ただ、二〇二三年度からというのがNHKの発表なんです。二〇二三年度、あと二年三か月後ですよ。それまでコロナが続くのか。

続くかもしれないけれども、しかし、やはり今のコロナ禍で苦しんでいる方を救いたいという思いからの大臣の発言であり、思いが前田会長を動かしたんじゃないかと思つていますが、武田大臣、二〇二三年度から十分ですか。

○武田国務大臣 コロナ禍における家計の負担を軽減し、とにかく少しでも元気になるっていただく、そして地域経済をもう一回よみがえらせていただく、そのためには、全ての固定費というものをどんどん削減していくことが重要である、そうした観点から私はコメントを差し上げたわけがあります。

今でも私は前田会長の方にお願ひしているんです。一分一秒でも早く、もう早くやってくださいます。少し遅れるごとに国民の負担というのは多くなつていくわけですから、軽減するなら少しでも早く軽減していただきたいと思つております。

一方で、私自身がNHKの経営陣ではない、結局経営に關していいかげんなことは言えないわけでありまして、今後の収支の見直しとか財源の確保というのは、これは重要な経営者としての責任になってくるわけですから、それを前田会長は負っているわけで、今後の我々としての要望、希望については積極的に申し上げますけれども、経営たる、責任者の裁量というものは、ここを侵すわけには我々はまいらないわけであつて、その収支見直し、また財政確保によつて適切に前田会長は判断していただける、このように期待しております。

○高井委員 大臣の思いは伝わりましたけれども、なかなか現実には難しいということなんです。が、我々も今日は是非提案型の質問をさせていた

だきたいと思つていますので、どうやれば値下げが来年度からでもできるかということとをちよっと提案したいと思つてますので、是非、それを受けて会長あるいは総務大臣にまた聞きたいと思つてます。

まずは、今、繰越剰余金がございます。これが

千二百十三億。これは建設の、NHKの新社屋とは別に千二百十三億あるわけで、大体、今NHKが発表しているのは一割、三百円とか一割と言つていますけれども、一割だとすると七百億ですね、その原資は。そうすると、千二百十三億のうち七百億ですから、これを半分使えば、五百億ぐらい残しておけば、かつては剰余金というのは五百億とか、もっと少ないレベルだったわけですから、来年度すぐにも値下げは可能です。

ただ、これは、そうすると一回限り、ワンショットということになりますので、継続した値下げはどうなるのかということで、恐らくNHKも中期経営計画などで、電波の見直し、衛星波、音声波の見直し、削減、あるいは営業経費の削減ということも言つて、恐らくそれに時間がかかるから二〇二三年度までだという答えはちよつと予想できるんですけども、しかし、これは、先ほど申し上げた繰越剰余金を使うことによつて来年度はま

ずやり、それから一年あるわけですから、そこで今のNHKさんが考えている衛星波等の削減などをやる。

これでも私はまだ不十分だと思つてます。まだ私はNHKは余地があると思つていて、それをちよつと、これから三つ申し上げたいと思

います。

一つは、子会社の改革です。子会社だけで剰余金が八百七十億ぐらいあると思つています。この剰余金を使うこともできます。あと、剰余金も、これも一回限りで終わっちゃうじゃないかということがありますけれども、そもそも子会社が要るのか。

この子会社をいろいろ見ると、この委員会でも何度も話題に出ていますけれども、例えば、子会社と本体との随意契約率は九三・五%であるとか、あるいは、子会社の中には、社員が十六人なのに役員が十一人いるとか、あと、役員の出身を見ると大半がNHK出身者であるというような問題とか。あるいは、私はこの委員会でも取り上げることがありますけれども、NHKエンターブラ

イズという会社は、NHKが作った番組の素材、過去の例えばオリンピック映像とかこういうものを、うちの会社は子会社だから使えますよなと言つて、ほかの会社と、民間企業と競合しながら映像制作なんかをやっている。あるいは、NHKのスタジオも借りられますよ、便宜を図りますよなという営業をやっているという実態を私は直接聞いたことがあるんです。

こういった、やはり子会社にいろいろ問題がある、こうした子会社改革を抜本的にやるというのがまず一つです。

それから、二つ目は人件費です。この二つは通告していますので、後でお答えいただきたいと思つていますが、これも、今年度、来年度はNHKは赤字ですよ。民間企業であれば、赤字だったら給料が下がる、ボーナスカットされるのは当たり前ですけれども、NHKの場合、なかなかそう

なっていない。あと、福利厚生費と人件費を合わせると一人当たり千八百万円というある試算があつて、これはもし、通告しているの、間違っている数字なら後で改められてもいいんですけども、それだけの福利厚生費がある。であれば、これも、受信料の値下げの原資にできるんじゃないかということが、この人件費にメスを入れるというのが二つ目です。

それから、三つ目の提案は営業経費の削減。なかなか地道にやっていくのは難しいと思います。私は、もうこれは、これは総務大臣にも関わるんですけれども、税方式といましようか、実は二年前に、この総務委員会でヨーロッパ視察に行きました。フィンランド、スイス、スペイン、三

か国行つて、どこも今もう受信料というのは税と一緒に集める。まあ税金だとNHKも抵抗があると思つてますけれども、税と同じタイミングで集めれば、これはもう全部徴収できるわけです。今八五パー、六パーの収納率は、これはもう一〇〇パーに限りなく近くなるわけですし、また、その営業に係る経費、これが約一割、七百億ぐらいかかっていきますけれども、ここで働いている人をど

うするかという問題はありますけれども、しかし、この削減もできる。

私は、特にインターネットの時代になって、もうテレビを設置する人がどんどん少なくなつて、インターネットでテレビを見る時代ですから、ヨーロッパもインターネット対策なんです。インターネットとテレビがもう融合してごちゃごちゃになつちやうっているから、やはり税方式で取った方がいい。それで、税方式で取ればその分一〇〇%収納できますから、値下げもできるということ。

こういった三つのことを具体的に提案申し上げたいと思いますが、是非会長に、今の提案も含めて、この二〇二三年度の値下げ、もっと早くできないかということをお答えいただきたいと思ひます。

○前田参考人 ただいま委員から、子会社の改革、人件費、それから営業経費について御質問がございました。

子会社の改革は、御指摘のとりの部分がございまして、今回、中期経営計画でも、中間持ち株会社を含めて徹底的に改革をしようと思つております。

それから、人件費につきましては、私がデータで見ると、NHKはそんなに人件費がめちゃくちゃに高いということでは……

○石田委員長 会長、もうちょっと大きい声でしゃべってください。

○前田参考人 めちゃくちゃに高いということではありませんが、比較をしてみますと、国家公務員レベルと比較しますと、三十五歳モデル、年収六百六十一万ですが、このレベルと同じくらいの水準でして、競合する民放、大手新聞社より大幅に下がった水準になっております。

既に、人件費は大分前に大幅に、一割下げております。これは、私は、NHKの職員の年齢構成が実はかなり高齢化してまして、これによる影響がかなり大きいと思ひます。逆に、新しく入つてこられる方の給与は非常に実は低いのですか

ら、辞める方が続出している、そういう構造問題を抱えておりますので、ちよつと構造問題を是正しないと、ただ下げればいいということではないと思ひます。優秀な人材が全く来なくなつたと、現在の放送がちゃんと続けられないということになります。

今委員が言われた、今年度直ちにできないかということですが、昨年の十月から受信料は二・五%下げたんですが、昨年の五月、コロナが大きくつたときに、直ちに私は、持続化給付金対象の方々に対しては受信料免除という扱いをさせていただいておまして、現在でも受付をしております。三月まで、一番苦しんでおられる方に対しては直ちに免除という形でやっておりますが、現実にお届けをいただいた方がまだ少ないという状況にあります。私どもは、金額でいうと三十億ぐらいの還元をしようということになりましたけれども、今の実績は十億弱でございます。DMを出したりいろいろな形で、是非申請していただきたいということでございます。

それから、受信料引下げにつきましては、私はやはり、中期経営計画で明示しましたけれども、NHKの構造を変えませんかという一過性のものになつてしまふと思ひます。

全体の事業規模が今まで完全に右肩上がりですと来たんだけれども、今回の中期経営計画は、二〇一五年レベルまで水準を落とすという、六千七百から五百億レベルまで落とすという、ここに落とすためには、波を減らすとかいろいろなことを全部やらなきゃいけないんです。

それをやらないうで一過性だけで済むのですから、剰余金をちよつとお返しすればいいんですけども、先々、放送が成り立つようにはしなければいけませんので、そういう意味ではやるのが山ほどありまして、これを全部私はこの三か年でやり切つて、それで成果はしっかりとお返しする、そういうお約束をしたと思つております。

○高井委員 よく分かります。一過性のものに終つてはいけないというその決意はすばらしいと

思ふんですが、ただ、これは大臣、是非、今の回答を聞いてどう思われたかということと、あと、私の提案ですね。繰越剰余金、千二百十三億あるわけですから、やはりそれを来年度なり、若しくは、来年度はちよつと予算もすぐ出すからということであれば、その次の年とか、せめて二〇二三年度じゃなくて二〇二二年度には、その剰余金を使つてまずやつて、値下げして、その上で、今会長がやろうとしている改革、私のさっきの提案も是非検討していただきたいんですけれども、そういう改革をすれば、私は、十分値下げは可能だ、恒常的な値下げは、それはやつてみなくてもできると思ひます。

ですから、これはもう大臣の決断で、確かにNHKの経営の中身まで突つ込むのはというのはありますけれども、そうはいつても、受信料で成り立つ特殊法人ですから、やはり総務大臣がそれはもういろいろな面で監督をしていくわけで、是非これは大臣、やつていただけないですか、値下げを。

○武田国務大臣 先ほども申しましたけれども、私自身も、NHKの存在、この公共放送というのはやはり必要だと思ふ部分はあるんですね。このNHKをずっと継続して、存在するためには、やはり絶対に受信料という壁にぶち当たるんです。国民が納得するかしないかというのは、もちろんコンテンツのクオリティもありますけれども、まず最初は料金なんです。

今、オンデマンドで、いろいろな通信で、いろいろな安い、安価なサービスというものを国民にどんどん提供する時代。比較するものがある時代と比較するものがなかった時代では全然違うんですね。その中において、今なお料金を下げないということになれば、必ず国民からNHKは見捨てられると思ひます。

このことをよくよくNHKの皆様方には、国民の目線に立つて、国民の側からNHKを見たときに何を最低限しなければならぬかといえは、値下げをずっとしていく。そのところはやはり避

けて通れない道であるということは認識した上で、更なる公共放送の充実に向けて頑張つていただきたいと期待をしたいと思います。

○高井委員 明言はされませんでしたけれども、やはり今の二〇二三年度ではちよつと遅いという気持ちで、最初の言葉にも、一秒でも一分でも早くというふうにおつちやうていましたから、私は大臣の本音ではないかと拝察しましたので、是非この後また議論を続けていって、やはりできれば、本当にコロナ禍のためということであれば来年度です、四月からです、どうしてもそれが無理なら再来年度、一年後の四月には値下げができるよう、是非、総務省、それから前田会長も、NHK内部は大変だと思ひますけれども。

そこまでやつて私は本当に、そして、やはり継続していくためには、先ほど提案した、今日、通告していないので税方式のことはもうこれ以上聞きませんけれども、私は、これは実は二年前、総務委員会で行つたときは、行つたメンバー全員賛成でした。与党の先生も、みんな、これいいねと。やはり……(発言する者あり)行つたわけ。じゃ、一人反対だったかもしれないが、そういう意見が与野党ともありましたので、そこは是非御考慮いただきたいと思ひます。

それと、もう一つ今日取り上げたいのは経営委員会です。今日、経営委員長は来ていただけていませんが、やはり去年、おとしからずと問題が続いておりまして、この経営委員の報酬も、実は月二回の出席で六百万ぐらい非常勤でももらつていて、この辺もどうなんだというところもありますし、あと、やはり去年から問題になつてい議事録の問題ですが、私も久しぶりに一番直近の議事録を見てみんだけれども、何というか、枚数は結構あるんですけども、重要な中期経営計画についてとか来年度予算編成についてとか、そういうのは何か意見交換を行つたとか審議したという一行で終わつていて、どういう審議が書いてないんです。何か一人だけ質問して答えたみたい

○本村委員 日本共産党を代表して、国立研究開

提出者から趣旨の説明を求めます。神谷裕君。

五 新型コロナウィルス感染症の拡大とともに
情報通信の果たす役割の重要性が再認識され
たことに鑑み、国立研究開発法人情報通信研
究機構においては、我が国唯一の情報通信に
特化した公的研究機関としての使命を再認識

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一部
を改正する法律案

国立研究開発法人情報通信研究機構法の一

部を改正する法律

国立研究開発法人情報通信研究機構法(平成十一年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「技術をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加える。

第六条第一項中「以下」を「第十八条第一項において」、「改正法附則第三条第六項」を「同条第六項」に、「及び改正法附則第三条第九項」を「並びに同条第九項」に改める。

第十四条第一項第十号中「のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するもの」を削る。

附則第十二条を附則第十六条とし、附則第十一条の次に次の四条を加える。

(革新的情報通信技術研究開発推進基金の設置等)

第十二条 機構は、将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術(第一号及び附則第十四条第三項において「革新的情報通信技術」という。)の創出を集中的に推進するため、令和二年度の一般会計補正予算(第三号)により交付される補助金(第四項において「革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金」という。)により、令和六年三月三十一日までの間に限り、第十四条第一項第一号、第八号(同項第一号に係る部分に限る。)及び第十号に掲げる業務のうち次の各号のいずれにも該当するもの及びこれに附帯する業務に要する費用(附則第十四条第一項及び第三項に規定する報告書の作成に係る業務以外の業務にあつては、令和五年三月三十一日までの間に行うものに係る費用に限る。)に充てるための基金(以下この条から附則第十五条までにおいて「革新的情報通信技術研究開発推進基金」という。)を設けるものとする。

一 革新的情報通信技術の創出のための公募による研究開発又は研究開発の成果の普及若し

くは実用化(附則第十四条第三項において「研究開発等」という。)に係る業務であつて特に先進的で緊要なもの

二 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 革新的情報通信技術研究開発推進基金の運用によつて生じた利子その他の収入金は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条第七号に係る部分に限る。)の規定は、革新的情報通信技術研究開発推進基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替へるものとする。

4 総務大臣は、革新的情報通信技術研究開発推進基金の額が革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の実施状況その他の事情に照らして過大であると認めたときは、機構に対し、速やかに、交付を受けた革新的情報通信技術研究開発推進基金補助金の全部又は一部に相当する金額を国庫に納付すべきことを命ずるものとする。

5 機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金を廃止する場合において、革新的情報通信技術研究開発推進基金に残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

6 前二項の規定による納付金の納付の手続及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項は、政令で定める。

(区分経理)

第十三条 機構は、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(国会への報告等)

第十四条 機構は、毎事業年度、革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 総務大臣は、前項に規定する報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

3 機構は、令和二年度から令和四年度までにおける革新的情報通信技術研究開発推進基金に係る業務の成果について、革新的情報通信技術の研究開発等に関する国際的動向及び革新的情報通信技術の進展に寄与する程度を踏まえて評価を行った上で、当該評価に関する報告書を作成し、令和六年三月三十一日までに総務大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

(過料)

第十五条 附則第十二条第三項において読み替へて準用する通則法第四十七条の規定に違反して革新的情報通信技術研究開発推進基金を運用したときは、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

将来における我が国の経済社会の発展の基盤となる革新的な情報通信技術の創出を推進するため、国立研究開発法人情報通信研究機構について、高度通信・放送研究開発に係る助成金交付業務の対象を拡大するとともに、当該業務並びに情報・電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発に関する業務のうち一定の要件を満たすものに要する費用に充てるための基金を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。